

感染症に伴う治癒証明書等の提出について

保育園では感染症から子どもを守り、流行を防ぐため、病気の種類により医師の治癒証明、または登園可能か医師への確認が必要なものがあります。

下表にある病気にかかった場合は速やかに保育園に連絡し、登園するには書類の提出をお願いします。表中にない感染症については、職員にご確認ください。

	病名	登園の目安	病名	登園の目安
第一種感染症	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過してから	百日咳	特有の咳が消失してから又は5日間の適正な抗菌剤治療が終了してから
	風しん	発しんが消失してから	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過してから	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過してから
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから	結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めてから
			髄膜炎菌性 髄膜炎	
第三種感染症	流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めてから(結膜炎の症状が消失してから)	腸管出血性 大腸菌感染症	症状がおさまり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
	急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めてから		
<p style="color: red; margin: 0;">下記の「治癒証明書」が必要です。医師の証明をもらってください。</p> <p style="margin: 0;">厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」、文部科学省「学校保健安全法」参照</p>				

第三種 感染症	感染性胃腸炎・乳幼児嘔吐下痢症・溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・突発性発疹・手足口病・ヘルパンギーナ・とびひ・水いぼ・りんご病・ヘルペス性歯肉口内炎・頭しらみ・コレラ細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス・その他の感染症
医師の診断を受け登園可能なことを確認してください。登園した際、保護者の方に記入していただく用紙があります。 用紙は登園している保育園にご確認ください。	

治 癒 証 明 書			
園児名	生年月日	年 月 日生	
病名			
上記疾患が治癒し、平成 年 月 日より登園して差し支えないことを証明します。 平成 年 月 日			
医療機関等 住所 名称 医師名			
(印)			